Pilates SUI 施設利用約款

第 1 章　総則・施設利用資格

第 1 条（適用・定義）

本利用約款は、株式会社 SUI（以下「当社」といいます。）が管理運営する Pilates SUI（以下「本スタジオ」といいます。）を利用し、または利用しようとするすべての方（以下「利用者」といいます。）に適用します。

「会員」とは当社と月額プラン契約を締結した方をいい、「都度利用者」とは月額プラン契約を締結せず当社所定のチケット等により利用する方をいいます。

第 2 条（利用資格・利用区分）

利用者は、満 18 歳以上であり、本約款および当社所定の諸規則を遵守し、健康上レッスンの受講に支障がない方に限ります。18 歳未満の方は体験レッスンおよび単発利用もできません。

グループレッスンは女性に限ります。パーソナルレッスンは男女いずれも利用できます。

妊娠中の方は、安全管理上、原則として新規入会できません。会員が在籍中に妊娠した場合の対応は休会条項によります。

刺青・タトゥーがある場合、施設利用中は当社所定の方法で覆い、他の利用者に配慮するものとします。

反社会的勢力等に該当する方、医師から運動を禁止されている方、酒気帯び・違法薬物使用の方、過去に重大な除名処分を受けた方その他安全上合理的な理由により利用が適当でない方は利用できません。

第 3 条（施設利用日時・入退館）

施設の利用日時は、当社が別途定める営業時間内とします。利用者は入退館時に所定の手続きを行い、掲示・指示された施設利用方法およびスタッフの安全上の指示に従うものとします。

体験レッスンを受講する方は、レッスン開始時刻の 20 分前を目安にご来店ください。通常レッスンを受講する方は、レッスン開始 20 分以上前の入館を原則としてお断りします。

第 2 章　会員契約・料金・チケット

第 4 条（月額契約・最低継続期間）

通常入会における月額プランの最低継続期間は、入会月を 1 か月目とする 3 か月間とし、最短で入会 3 か月目の末日をもって退会できます。例えば 11 月中の入会は翌年 1 月末に退会でき、12 月 10 日までに所定の退会手続きが必要です。

月額プランは、会員が退会希望月の前月 10 日（休館日である場合は前営業日）までに所定の退会手続きを完了しない限り、翌月も更新されます。毎月 10 日は翌月契約内容の確定基準日です。

キャンペーンを利用して入会する場合は、当該キャンペーンに定める最低継続期間、料金、特典の適用条件その他の個別条件が適用されます。これらの個別条件は、当社ウェブサイト、キャンペーン案内および入会申込時の確認画面等において、契約締結前に明示します。個別条件に定めのない事項には、本利用約款を適用します。

第 5 条（入会時料金・初月会費）

入会時には、原則として入会金、入会月の月会費および翌月の月会費をお支払いいただきます。ただし、体験レッスン当日に入会手続きを完了した場合は入会金を免除します。初月分・翌月分の月会費は入会時にクレジットカードで決済します。

初月会費および初月の付与レッスン回数は、入会日・契約プランに応じて当社所定の料金表により決まります。料金および回数を申込時に明示します。

初月会費（hacomono 登録画面の提示値）

プラン	入会日	初月会費
グループ月 4	1〜7 日 / 8〜14 日 / 15〜21 日 / 22 日〜末日	19,000 / 14,250 / 9,500 / 4,750 円
グループ月 6	1〜10 日 / 11〜20 日 / 21 日〜末日	25,650 / 17,100 / 8,550 円
グループ月 8	1〜7 日 / 8〜14 日 / 15〜21 日 / 22 日〜末日	30,400 / 22,800 / 15,200 / 7,600 円
パーソナル月 2	1〜15 日 / 16 日〜末日	24,000 / 12,000 円
パーソナル月 4	1〜7 日 / 8〜14 日 / 15〜21 日 / 22 日〜末日	38,400 / 28,800 / 19,200 / 9,600 円

初月会費は入会日・契約プランに応じた料金表によります。初月に付与される利用回数、税込料金および体験当日入会特典の適用条件は、お申し込み時に表示する内容に従います。

第 6 条（月会費決済・登録情報）

クレジットカード決済では、入会時に入会月および翌月の月会費を決済し、それ以降の月会費は毎月 20 日に当社指定の会員管理・決済システム「hacomono」を通じて決済します。入会時に支払い済みの対象月の会費について、重複して請求することはありません。決済方法はクレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club）のみとします。

会員は決済に必要なカード情報その他の登録情報を正確に管理し、変更があった場合は速やかに所定の手続きを行います。

未払いが生じた場合は、当社は支払いを求め、確認できるまで利用を制限することがあります。利用停止は既発生の支払義務を免除するものではありません。

第 7 条（月額利用回数と繰越）

パーソナル月 2 回プランの未使用回数は翌月に繰り越せません。

前項以外の月額プランの未使用回数は、各月最大 1 回分を翌月末日まで繰り越すことができます。繰越分は翌月末日までに予約と受講の双方を完了する必要があり、翌々月以降への繰越はできません。

プラン変更時も、前プランから繰り越した利用枠は上記期限まで保持されます。ただし変更後プランで利用できるレッスン種別等の条件に従います。

第 8 条（チケット・都度利用）

パーソナルレッスンは、利用資格を満たす非会員であっても所定の 1 回券を購入して都度利用できます。その場合、入会金および月会費は発生しません。

追加・単発チケットは、購入日から 1 か月以内に予約と受講の双方を完了する必要があります（例：11 月 20 日購入の場合は 12 月 20 日まで）。期限を過ぎた未使用券は原則失効します。ただし、法令上必要な場合やスタジオ都合で提供できない場合は、別途定める対応によります。

会員資格・予約枠・利用チケットを当社の承諾なく第三者に譲渡、貸与、使用させることを禁止します。

第 9 条（体験レッスン）

体験レッスンは、利用資格を満たす方に限り、原則としてお一人 1 回のみ利用できます。体験を受講した当日の入会に限り、当社所定の入会金免除特典を適用します。

第 3 章　予約・レッスン提供

第 10 条（予約公開・予約期限）

毎月 15 日に翌月 1 日から翌月末日までの予約枠を公開します。グループレッスンの予約は開始 1 時間前まで、パーソナルレッスンの予約は開始 24 時間前まで受け付けます。

同時に確保できる予約は 1 人最大 4 件とします。予約の取得、変更、取消しは当社指定の予約システムにより行います。

第 11 条（キャンセル待ち）

キャンセル待ちの登録件数に上限は設けません。空き枠が生じた場合、キャンセル待ちの登録順に 1 名ずつ、hacomono 登録メールアドレスへ案内を送信します。

案内メールの受信のみでは予約は確定しません。案内を受けた利用者が自ら予約操作を行う必要があります。予約操作がなかった場合は、次のキャンセル待ち登録者へ案内します。

第 12 条（予約キャンセル・無断欠席）

グループレッスンは開始 1 時間前まで、パーソナルレッスンは開始 24 時間前までに、所定の方法でキャンセルするものとします。

上記期限経過後のキャンセル（開始時刻ちょうどのキャンセルを含む。）および無断キャンセルは、原則として予約に使用した月額利用枠またはチケット 1 回分を消化します。

キャンセル料金・回数消化の扱いは、消費者契約法その他の法令に従うものとし、当社の責めに帰すべき事由により提供できなかった場合等には適用しません。

第 13 条（遅刻）

グループレッスンは開始時刻から 5 分以上、パーソナルレッスンは 15 分以上の遅刻で入室・受講をお断りし、いずれも予約に使用した利用枠またはチケット 1 回分を消化します。ただし当社側の事情による遅延については適切に対応します。

第 14 条（予約システム障害）

予約システムの障害により、所定のキャンセル期限内に取り消そうとしたにもかかわらずキャンセル操作ができなかった利用者について、当社が対象の予約および障害の状況を確認した場合、当該予約の月額利用枠またはチケット 1 回分を復元します。

システム障害が発生したことのみを理由として、すべての予約のチケットを一律に返却するものではありません。操作履歴を取得できない場合には問い合わせ記録等を含む合理的な方法で判断します。

第 15 条（担当インストラクター・代行）

グループレッスンは担当インストラクター名を参考として表示しますが、特定の担当者を保証するものではなく、必要に応じて予告なく変更・代行することがあります。

パーソナルレッスンで予約時の担当者を変更する場合、原則として電話および当社公式 info アドレスからのメールにより事前に連絡し、代行受講の意向を確認します。代行を希望しない場合または代行を確保できない場合には、キャンセル料なしで当該予約を取り消し、利用枠・チケットを復元します。

パーソナルレッスンでは、予約画面に表示される担当インストラクターを追加指名料なしで選択できます。

第 16 条（パーソナルレッスンの内容）

パーソナルでは、利用者の目的、運動経験、申告された健康状態に応じて担当インストラクターが指導内容を構成します。個別の身体的効果を保証するものではなく、安全上必要な場合には運動内容の変更または中止をすることがあります。

第 17 条（休講・設備故障・災害）

インストラクターの欠勤、器具・設備の故障、台風、地震その他の災害、当社のシステム障害等により当社がレッスンを提供できない場合、対象レッスンに使用した利用枠またはチケットを復元します。

復元した利用権が実質的に利用できない場合などには、未提供サービスの状況に応じて振替・有効期間の調整・返金その他法令に従った対応を行います。

第 18 条（長期休業・事業終了）

施設の長期休業または事業終了により提供できなくなった未提供サービスについては、当社はその内容・未利用分に応じて精算し、必要な返金を行います。

当社は可能な限り速やかに、休業・終了の理由、予定期間、未提供分の取扱いおよび連絡方法を案内します。

第 4 章　契約変更・休会・退会

第 19 条（プラン変更）

プラン変更は原則として適用希望月の前月 10 日（休館日の場合は前営業日）までに、本人が来店のうえ手続きを完了するものとします。

利用回数を減らす変更は最低継続期間の満了後から適用でき、増やす変更は入会時期にかかわらず申し込むことができます。ただし適用日は所定の決済処理に従います。

プラン変更による料金差額および変更後の月会費は、hacomono に登録されたクレジットカードにより、当社所定の決済日・方法で精算します。

第 20 条（退会・解約申請）

退会・月額契約の解約を希望する会員は、退会希望月の前月 10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに、原則として本人が来店し、所定の申請手続きを完了するものとします。

妊娠、怪我または疾病等のやむを得ない事情がある場合は、診断書等の資料の提出を条件として、当社公式 info 問い合わせ窓口でも手続きを受け付けます。提出書類の取得費用は利用者負担とします。

手続き完了後、当社は hacomono 登録メールアドレス宛に手続き完了通知を送信します。

期限経過後の申請は原則として次の受付可能月以降の処理となり、期限後申請を理由とする過去月分の遡及返金は行いません。ただし法令上必要な返金または当社都合で未提供となったサービスの精算はこの限りではありません。

第 21 条（退会後の利用枠とチケット）

退会月末に月額プラン由来の未使用利用枠は失効します。別途購入した単発・追加チケットについて、パーソナルレッスン用チケットは購入時に定めた有効期限内に限り退会後も利用できます。グループレッスン用チケットは、購入時の有効期限が退会月末より後である場合も退会月末をもって利用できなくなります。ただし、法令上必要な返金または当社都合による未提供分の精算は別途取り扱います。

第 22 条（通常休会）

通常休会は希望月の前月 10 日（休館日の場合は前営業日）までに原則来店で申請します。休会費は月額 550 円（税込）とします。

通常休会は連続最大 6 か月間とし、休会期間満了後は休会前の月額プランへ自動復帰します。当社は自動復帰に先立ち、登録メールアドレス宛に復帰予定を通知します。会員が復帰後の変更・退会を希望する場合は、本規約に定める申請期限までに所定の手続きを行うものとします。

休会中も所定の単発チケットを別途購入し、利用資格および予約条件を満たせばレッスンを受講できます。

第 23 条（妊娠・怪我・疾病による特別休会）

妊娠、怪我または疾病等により通常の受講が困難であるときは、当社公式 info への申請および必要資料（医師の診断書等）の提出によって特別休会を申請できます。書類取得費用は利用者負担とします。

妊娠による特別休会は、最大 12 か月間とし、その期間の休会費は免除します。原則として母子健康手帳等で状況を確認し、必要に応じて医師の診断書の提出を求めます。

怪我・疾病による休会費の免除は、医学的資料を確認して当社が承認した期間に適用します。復帰時には安全に運動できることの確認を求めることがあります。

第 24 条（既払金の返金・精算）

会員都合による退会・休会・チケット期限切れ等に関し、原則として既払金の返金は行いません。ただし、法令上返金が必要な場合、当社都合による未提供サービスの精算、その他当社が合理的に返金すべき場合はこの限りではありません。

第 5 章　施設利用・安全管理

第 25 条（禁止行為）

利用者は、①他の利用者・スタッフへの暴言、威圧、ハラスメントその他迷惑行為、②設備・備品の破損、不適切使用およびリフォーマー等の無断調整、③営業・勧誘・宗教活動・政治活動、④危険物・違法薬物の持込み、⑤酒気帯び利用、⑥プライバシー侵害、⑦安全で円滑な運営を妨げる行為、⑧所定の水分補給を除く飲食、⑨無断の会員資格・予約枠・チケットの譲渡を禁止します。

利用者は、インストラクターの指示なく、リフォーマーのスプリング交換、器具設定変更、部品操作その他安全性に影響する操作を行ってはなりません。器具異常を認めた場合は直ちに使用を中止し、スタッフへ知らせるものとします。

第 26 条（撮影・電子機器）

レッスン中の撮影・録音は原則禁止します。レッスン終了後は本人のみを撮影する場合に限り認めますが、他の利用者・スタッフ等の映り込みは禁止します。更衣室内は理由を問わず撮影・録音を禁止します。

レッスン中のスマートフォン等はマナーモードとし、緊急時以外は操作しないものとします。

第 27 条（服装・レンタル）

運動に適した服装を用い、靴下は滑り止め付きのものを推奨します。

当社は所定料金でウェア・靴下等をレンタルすることがあります。レンタル利用者は所定の使用・返却ルールに従うものとします。

第 28 条（健康申告・利用制限）

感染症に罹患した場合、発熱（当社検温で 37.5℃以上）、医師による運動禁止その他安全なレッスン提供が難しい状態では受講を制限することがあります。

利用者は受講に支障のある疾病・負傷・体調不良その他の懸念を開始前に申し出るものとします。レッスン中に痛み、めまい、息苦しさ等が生じた場合は直ちに運動を止め、スタッフに申告するものとします。

当社は安全確保のため合理的に必要な場合、指導内容の変更、運動中止、受講拒否、医師の確認資料の提出等を求めることがあり、安全上当社判断で受講を断った場合には当該予約の利用枠・チケットを復元します。

第 29 条（事故・急病・緊急時対応）

負傷・急病等が発生した場合、当社は安全確保、応急手当、119 番通報、救急搬送の手配、緊急連絡先への連絡等必要と認める措置を講じます。生命身体への危険が切迫する場合、本人または家族への事前確認なく救急要請することがあります。

救急対応に必要な範囲で、利用者から提供された健康情報等を救急隊・医療機関に伝えることがあります。

第 30 条（同伴者・動物）

乳幼児・子どもを含むレッスンを受講しない方のご同伴は、グループ・パーソナルを問わずご遠慮いただいております。本施設には託児施設・キッズスペースがなく、スタッフおよびインストラクターによる託児・見守りサービスも行っておりません。

犬その他のペット等の動物のご同伴はご遠慮いただいております。ただし、盲導犬・介助犬・聴導犬等の身体障害者補助犬については、身体障害者補助犬法その他の関係法令に従い対応します。安全上の事情がある場合は、個別にご相談のうえ必要な調整を行います。

第 31 条（私物・ロッカー・忘れ物）

利用者は貴重品等を鍵付きロッカーに収納・施錠し、自ら適切に管理するものとします。盗難・紛失・破損について、当社に帰責事由がない場合には当社は賠償責任を負いません。当社に帰責事由がある場合は法令に従います。

忘れ物は持ち主への返還に努め、持ち主不明品は遺失物法その他の法令に従って警察への届出、保管、処分等を行います。生鮮品・衛生上不適切な物は性質に応じて対応します。

第 32 条（退去・利用停止・除名）

利用者が本約款に違反し、他人に迷惑を及ぼし、安全・円滑な運営に支障があるときは、当社は行為の中止、施設からの退去、利用停止等を求めることがあります。

会員資格・チケット等の無断譲渡、暴力・脅迫・セクシュアルハラスメントその他重大な迷惑行為について、当社は状況を考慮して直ちに利用停止、除名等の措置を講じることができます。

除名に伴う返金・未提供分の精算については契約内容、違反の態様および法令に従い取り扱います。

第 33 条（損害賠償・第三者間紛争）

当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合の賠償責任は関係法令に従います。当社に帰責事由がない損害については責任を負いません。

利用者が自己の責めに帰すべき事由で当社または第三者に損害を与えたときは、法令に従って賠償責任を負います。

利用者間トラブルについて、当社は施設管理者として安全確保等必要な範囲で対応し、法令上必要な義務を免れるものではありません。

第 6 章　個人情報・運営・一般条項

第 34 条（個人情報・健康情報）

当社は、氏名・連絡先・緊急連絡先・申告された健康情報等を、会員管理、予約、料金決済、安全管理、事故・緊急対応および必要な連絡のため、適切に取り扱います。

個人情報の取扱い、外部委託、保存期間等の詳細は、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従います。

利用者の写真・映像を広告、ウェブサイトまたは SNS 等に使用する場合は、当該利用者から別途必要な同意を取得します。

第 35 条（料金改定・約款変更）

当社は、運営上の合理的な必要性がある場合、法令に従って料金体系または本約款を変更することがあります。変更内容、適用開始日および対象者を事前に周知し、必要に応じて同意その他法令上求められる手続きを行います。

第 36 条（合意管轄）

本約款に関連する裁判上の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、消費者保護に関する強行法規の適用を妨げません。

以上。